

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (5件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (")	3
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農地・担い手対策課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	3
○政治団体異動の届出	3
○政治団体解散の届出	4
○資金管理団体指定の届出	4
入札公告	
○一般競争入札(セルロースナノファイバー製造装置の購入)の公告 (新産業推進課)	4
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	5
○ " (教育委員会事務局教育政策課)	5

告 示

高知県告示第476号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処 分
2頭	高知市	平成27年8月6日	殺処分

高知県告示第477号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幅多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

四万十市森ヶ市

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	四万十市西土佐長生字森カ市	178
2	" " 字楼ノ木	820
3	" " "	824-2
4	" " "	832-2
5	" " 字大家	311-1
6	" " 字笹田	295-1
7	" " "	278
8	" " "	269

(2) 区域

標柱1から8までを順次に直線で結んだ線及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第478号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 高岡郡中土佐町吉野

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番

1	高岡郡中土佐町大野見吉野	145-2
2	" " "	116
3	" " "	"
4	" " "	122
5	" " "	193
6	" " "	124
7	" " "	139地先
8	" " "	194地先
9	" " "	220
10	" " "	219
11	" " "	"
12	" " "	"
13	" " "	195

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内並びに標柱8から13までを順次に直線で結んだ線及び標柱13と8を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

2 高岡郡中土佐町長沢下

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡中土佐町久礼字中裏	7589-1
2	" " " "	"
3	" " " "	7588-1
4	" " " "	7586-1

5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	7584-2
8	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	字如秀院	1858
10	〃	〃	〃	〃	1848-3
11	〃	〃	〃	〃	1841-2
12	〃	〃	〃	字姥屋式	1865-3

(2) 区域

標柱1から12までを順次に直線で結んだ線及び標柱12と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年8月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市岡豊町小籠字シヲクサリ242番1から 南国市岡豊町小籠字南野398番1まで	前	31.8 }	309
		50.2	
南国市岡豊町小籠字シヲクサリ242番1地先から 南国市岡豊町小籠字南野398番1まで	A	31.8 }	312
		54.1	

南国市岡豊町小籠字シヲクサリ190番1から 南国市岡豊町小籠字シヲクサリ188番1まで	後			
	B	11.5 }	17.3	44

高知県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年8月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町東石原字シツクタキ3141番12から 土佐郡土佐町東石原字シツクタキ3141番10まで	前	4.9 }	51
	後	6.4 }	
		27.1	51

高知県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年8月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 春野赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

南国市浜改田字流田1153番1から 南国市浜改田字掛桶1161番1まで	前	20.2 }	8
	後	28.2	
		20.2 }	8
		22.6	

高知県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年8月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下田港
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市鍋島字サギガトマリ1410番4地先から 四万十市竹島字村上43番1まで	前	8.3 }	34
	後	16.7	
		11.3 }	34
		17.2	

高知県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年8月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠崎野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		6.0	

香南市野市町西野字ワノ丸1948番8から香南市野市町西野字ワノ丸1948番1まで	前	12.5	41
	後	6.5 19.6	41

高知県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年8月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
南国市岡豊町小籠字シラクサリ242番1地先から南国市岡豊町小籠字南野398番1まで	312	平成27年8月21日
南国市岡豊町小籠字シラクサリ190番1から南国市岡豊町小籠字シラクサリ188番1まで	44	平成27年8月21日

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
長岡郡本山町本山574番地
川村 雅敏
- (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
長岡郡本山町本山字高田943番5、944番1、945番1、945番2、945番5、945番6及び945番7
- 2 申請年月日
平成27年8月4日
- 3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 4 縦覧の期間及び時間
平成27年8月21日（金）から同年9月4日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年6月29日27高都計第188号	南国市植田字西寺中947番3	南国市植田947番地2 藤尾 真一

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成27年8月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
----	-------	---------	------------	-------

神崎隆代 後援会	神崎 隆代	原 婪子	南国市東崎176-2	平27・7・9
-------------	-------	------	------------	---------

高知県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成27年8月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	
異動前	自由民主党高知県宿毛市支部	西郷 典生	寺田 公一	異動なし	異動なし	平27・7・1
異動後	自由民主党いの町吾北支部	筒井 幹夫	岡林 栄喜	吾川郡いの町小川東津賀才185	異動なし	平27・7・15
異動後		伊藤 敏壽	国友 昭香	吾川郡いの町上八川甲3058-1	異動なし	平27・7・27
異動前	自由民主党大豊町支部	異動なし	重森 一宗	異動なし	異動なし	平27・7・27
異動後			藤丸 高德			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
----	----	-------	---------	------------	-------

異動前	高知県 社会保 険労務 士政治 連盟	橋本 充 好	横田 隆 雄	異動なし	平27・7・ 8
異動後		中谷 公 一	川田 富 松		
異動前	樋口秀 洋後援 会	寺村 徳 夫	異動なし	安芸市矢 ノ丸一丁 目3-14	平27・7・ 10
異動後		樋口 秀 洋		安芸市港 町一丁目 1-13	
異動前	日本遺 族政治 連盟高 知県本 部	中内 桂 郎	異動なし	異動なし	平27・7・ 24
異動後		竹内 範 明			

高知県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成27年8月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
北代明仁後援会	香南市野市町東野1939	北代 明仁	解散	平27・7・3
地方政治・地方行政を考える会	香南市野市町東野1939	北代 明仁	解散	平27・7・3
吉本真介後援会	室戸市室津2174-1	西村 里美	解散	平27・7・14

高知県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成27年8月21日
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
神崎 隆代	南国市議会議員	神崎隆代後援会	南国市東崎176-2	神崎 隆代	平27・7・9

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
セルロースナノファイバー製造装置 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期限
平成28年3月7日
- (4) 購入物品の納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者

登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県商工労働部新産業推進課
電話番号088-823-9750

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合
平成27年8月21日（金）から同年9月29日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

- イ ダウンロードによる交付の場合

平成27年8月21日午前9時から同年9月29日午後5時までの間に高知県商工労働部新産業推進課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151901/>）で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時
平成27年10月27日（火）午後1時30分
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成27年10月26日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

- イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

- 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年9月29日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成27年9月16日（水）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Details of items to be purchased: Cellulose nanofiber production apparatus 1 set
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 29 September 2015
- (3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Tuesday 27 October 2015
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 26 October 2015
- (5) Contact: New Industries Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9750
- (6) Others: As in the tender documentation

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

- 平成27年8月21日
高知県知事 尾崎 正直
- 落札に係る購入物品の名称及び数量
体操競技用ゆか一式 2組
 - 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
 - 落札者を決定した日
平成27年7月24日
 - 落札者の氏名及び住所
有限会社ミマススポーツ 高知市高須東町3番3号
 - 落札金額
31,276,800円
 - 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 政令第6条の公告をした日
平成27年5月12日

~~~~~  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年8月21日

高知県教育長 田村 壯児

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
高知県立学校校務支援システム整備運用委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年7月27日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3
- 随意契約に係る契約金額  
215,892,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため